

個別事案 1 1

(単位：千円)

契約の名称	市街灯・防犯灯修繕業務委託			
担当部局／担当課	建設部 道路管理課			
相手先	A			
見積書を入手した業者数	1 者			
当初契約金額	50,130	当初設計金額	—	—
最終契約金額	67,458	最終設計金額	—	—
特定財源	有無	無	区分	—
	名称	—	当該契約への 充当額	—

1. 契約内容

(1) 契約の概要

大津市内にある市街灯・防犯灯の蛍光灯が切れた場合に、新しい蛍光灯に交換する業務を行っている。

(2) 設計額の積算方法

電材店等に単価を徴取し担当課が積算を行っている。

(3) 隨意契約の理由並びに業者選定理由

道路管理課が所管する市街灯及び防犯灯は、現在約 28,500 基存在しており、毎日 20 ~30 本の不点灯連絡がある。市民の防犯への意識の高まりから、迅速な修繕が望まれている。 A は、単独の電気工事業者に比べ材料の一括発注等による経費の削減により、本市の設計額よりもかなり安価な見積価格を提出されているところである。また、電気工事業者に個別に発注すると、契約手続完了後の工事となるため、1週間以上の時間を要するが、 A は市内全域に広く分布する 64 の電気工事業者で構成されており、対応が早く、2日以内に修繕を完了するという実績を有している。このことは、交通安全及び防犯の一助になり、市民の利益に資するものであることから当該業務において契約相手方と随意契約を締結するもの。

(4) 5 年以上の長期継続の契約となっている場合はその理由

市内全域をカバーでき、迅速に作業可能な業者が左記の委託先だけのため

(5) 完了確認の方法

当該月に係る業務委託が完了した時は、市から送信した発注表の該当欄に下記の項目を記入した完了報告書を A から市へ提出する。

- (1) 完了日 (2) 施工組合員名 (3) 修繕内容 (4) 完了確認照合

2. 監査結果

記載すべき事項はない。

1. 意見

(1) 材料単価について

随意契約理由の中に、材料の一括発注することによる経費の削減が掲げられているにもかかわらず、主な材料費が市場価格よりも安価でないものがあった。

具体的には当該事業の主要材料である 20w 蛍光灯（防塵長寿命タイプ）とグロー球の合計は担当課の設計では@420 円であり、それを受託者である A の見積もりでは@325 円で購入できるため大量購入のメリットを享受し 1 本あたり 95 円の割安購入ができることも受託者選定の理由になっていた。しかし、20w 蛍光灯（防塵長寿命タイプ）とグロー球をインターネットの市場価格情報で調査すると 20w 蛍光灯（防塵長寿命タイプ）256 円およびグロー球 42 円で合計は@298 円であり、材料費の大量購入によるメリットは少ない。

設計段階での材料単価は、電材店からの価格聴取により行い、市場の価格動向等は確認していないことであるが、材料の一括発注による経費の削減を 1 者特命随意契約の理由に掲げるのであれば、市場性のある商品についてはでき得る限り市場価格も調査し、積算を行われたい。

(2) 協同組合の活用

受託者 A は事業協同組合である。南北に長い大津市の全域をカバーする業務を事業協同組合に発注し、実際の業務は事業協同組合を構成している地元の電気事業者が行うこととは合理的であり、他の委託契約の参考とすべきものと評価する。

個別事案 1 2

(単位：千円)

契約の名称	ガス普及促進員訪問業務委託		
担当部局／担当課	企業局 営業開発課		
相手先	A		
見積書を入手した業者数	1 者		
当初契約金額	26,242	当初設計金額	27,122
最終契約金額	—	最終設計金額	—
特定財源	有無 名称	無 —	区分 当該契約へ の充当額 —

1. 契約内容

(1) 契約の概要

①託事業の概要

ガスの普及率を高めるため、一般家庭へ巡回訪問し、ガス機器使用のフォローアップやガス普及啓発活動などを行う。仕様書には「戸建住宅の巡回訪問によるアンケート調査業務、ガス普及啓発活動及び電化阻止活動」と「ガスショールーム“キットココ”PR活動及びイベント等集客活動」を業務の目的としている。訪問日時は、日曜日、水曜日並びに祝日を除く 10 時から 16 時としている。

②契約日

平成 22 年 4 月 1 日

③委託期間

平成 22 年 4 月 1 から平成 23 年 3 月 31 日まで

(2) 設計額の積算方法

委託料の設計は企業局営業開発課で行っており、設計額は以下のとおりである。

設計額

(単位：千円)

名称	項目	金額	適用
訪問業務	人件費①	3,773	リーダーポスト 1 人
	人件費②	14,332	普及員ポスト 5 人
	その他の経費③	3,000	自動車リース料などの巡回経費
	一般管理費	3,165	(①+②+③) × 15%

	小 計	24,271	
巡回訪問用ツール	配布用「キットココ通信」	1,500	12,000 部 年3回発行
	巡回ユニホーム	60	ブルゾン、ポロシャツ
	小 計	1,560	
消費税		1,291	
合 計		27,122	

(3) 隨意契約の理由並びに業者選定理由

本業務における受託業者は、次の要件を兼ね備えている必要があり、競争入札に適さないため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の適用による随意契約としている。

- ・ガス機器に関する豊富な知識と最新情報
- ・お客様へのガス化提案能力
- ・エネルギー動向調査の分析能力
- ・教育、研修を的確に実施できるノウハウ

そして、業者選定の理由書には以下の記載がある。

本業務を実施するにあたり、大阪ガスエリアの京都、草津等では本市の当該業務実施以前から、この巡回活動を実施しており、この間に位置する大津市が空白区域とならないようにする必要がある。また、大津市という点での営業活動ではなく、近畿一円という面的な営業活動をおこなうことによりお客様の特性の共有化を行い、効果的な営業活動が構築できる。そこでこの巡回活動を中心とする業務とし、全国的にも類似する活動をする業者がないことから、委託先としては、Aをおいて他にないため、本業務を随意契約とする。

担当課によれば、当該委託業務と同種の業務を行っている事業者が、平成18年当時は2者あり、2者から見積りを徴していたが、現在は A 1者だけであるとの説明を受けた。

(4) 完了確認の方法

毎月末締めの委託業務処理報告として、A から完了届とともに、出勤簿月報、業務報告書月報、ノベルティ在庫報告書、事故報告書並びに改善提案書が提出されている。

また、A はアンケート（電化意向意識調査、キットココ知名度、お役様の声など）

結果報告書も作成している。

2. 監査結果

記載すべき事項はない。

3. 意見

(1) 1者特命の随意契約について

受託業者からの毎月の委託業務処理報告は、主に巡回訪問実績とアンケート調査による「お客様の声」の要約が記載されている。アンケート調査の取りまとめ以外には、当該委託業務における専門性はあまり見出すことは出来ず、1者特命随意契約の理由には当たらないと考える。

(2) ガス普及活動の見直し

国内において、ガス事業を直営で行っている自治体は数少ないが、全国的にオール電化へ移行する家庭が多いなか、大津市においてもガスの普及活動は非常に重要なものである。大津市も人口は増加しているものの、ガス需要家戸数は微増である状況を踏まえ、このような普及活動は欠かせないものと考えている。

しかし、当該委託事業における訪問件数 52,488 件のうち、対面した件数は 27,638 件であり、対面率は 52.7% で、アンケート取得率は 43.0% (22,575 件) であった。訪問時のアンケート調査や普及活動にどれだけの時間を要しているのかは不明であるが、効率が良いとは言い難い事業となっている。訪問の時間帯に原因があり、共働きなどで日中留守がちの家庭が増えている状況で、日曜日、水曜日並びに祝日を除く 10 時から 16 時では、対面率も上がらないと考える。

アンケート結果でも、一般家庭におけるオール電化思考は強いようであり、ガス普及活動事業の高額な委託料を考慮し、もう少し効率的な事業内容や、ガス普及活動そのものを見直す必要があると考える。

個別事案 1 3

(単位：千円)

契約の名称	大津市公共下水道汚泥焼却施設運転管理業務委託			
担当部局／担当課	企業局 水再生センター			
相手先	財団法人大津市産業廃棄物処理公社			
見積書を入手した業者数	1 者			
当初契約金額	211,251	当初設計金額	211,261	
最終契約金額	214,351	最終設計金額	214,351	
特定財源	有無	無し	区分	—
	名称	—	当該契約への充当額	—

1. 契約内容

(1) 契約の概要

①委託業務の概要

大津市では、大津市由美浜に所在する水再生センターで下水道の水再生処理が行われた時に発生する汚泥を、毎日、トラックにて大津市大石に所在する大津市公共下水道汚泥焼却施設（以下「本焼却施設」という。）へ運搬し、焼却を行っている。市は本焼却施設の運転管理業務一式を財団法人大津市産業廃棄物処理公社（以下「公社」という。）へ委託しており、委託業務の概要は本焼却施設の運転操作、保守点検業務並びに付随業務である。なお、本焼却施設は1号炉と2号炉があるが、1号炉は休止しているため、1号炉に関しては電気設備・消防設備の保守・点検業務のみの委託となっている。

②契約日

平成 22 年 4 月 1 日

③委託期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

④委託料

委託契約書では月額 17,604 千円となっている。

(211,251 千円 ÷ 12 ヶ月 = 17,604 千円)

(2) 設計額の積算方法

担当課は過去の実績を踏まえ、予算要求の段階で委託料の積算を行い、後日予算額

の範囲内において、公社から見積金額に基づき委託料が決定される。

公社からの見積額は年間 211,251 千円で、その内訳は次のとおりである。

大津市公共下水道汚泥焼却施設運転管理業務受託事業費内訳書 (単位 : 千円)

項目	内訳等	金額
1. 備消品費	アンモニア、消石灰、珪砂、計器用他	6,651
2. 燃料費	プロパンガス、白灯油	52,575
3. 光熱水費	水道料金、電気料金	31,984
4. 修繕費	排ガス計器他修理	1,050
5. 委託料	焼却施設維持管理業務 1式	93,090
	排ガス等測定分析 1式	2,251
	焼却施設点検業務 1式	15,015
	消防設備保守業務 2回	232
	中央監視設備保守点検業務 1回	2,100
	エレベーター保守点検業務 1式	753
	浄化槽維持管理業務 1式	70
	電気設備定期精密点検業務 1回	262
	排水槽清掃業務 1回	157
6. 事務費	自家用電気工作物保守業務 1式	816
	地下灯油タンク漏洩点検業務 1回	100
6. 事務費	(1 + 2 + 3 + 4 + 5) × 2 %	4,139
	4,142 千円改め 4,139 千円	
7. 合計		211,251

上記表の 1. 2. 3. については、市の積算も使用料や単価から細かく積算されているが、5 の委託料についてはそのほとんどが、前年対比 100% の見積りで、詳細な積算を行った形跡はない。

(3) 隨意契約の理由並びに業者選定理由

担当課による随意契約の理由は次のとおりである。

本委託業務は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号による契約の性質又は目的が競争入札に適さないものと判断し随意契約とした。

また、担当課による 1 者特命の随意契約とした理由は次のとおりである。

公社は長年にわたり本業務を受託しており、焼却施設についての豊富な経験・知識を有し、施設の状況等に精通している。また本汚泥焼却施設は水再生センター（大津市由美浜に所在）から離れた大津市大石にあり、常駐が困難な市の担当課職員が運転管理するよりも、隣接する公社に委託することにより、性能の確保及び効率的・経済

的かつ安全な維持管理業務が図れる。さらに公社は大津市と大石の地元とで締結している協定内容にも熟知しており、地元対応についても迅速かつ誠実な対応ができる。

(4) 5年以上の長期継続の契約となっている理由

昭和 60 年からの 1 者特命の随意契約で継続しており、その理由は（3）に示すとおりで、業務の特殊性や地元との調整を考慮すると、他に受託できる業者が見当たらいためである。担当課によれば、公社から本焼却施設を作った業者の関連会社へ運転管理業務を再委託している状況は、作った会社がアフターフォローをする体制を維持する観点からも重要であり、競争入札には適さないとのことである。

平成 22 年度は建設部委託業務競争入札参加者等選定委員会へ「業者選定依頼書」並びに「建設部委託業務競争入札参加者等選定委員会説明資料」が提出されており、随意契約の理由が明記されている。

(5) 契約に変更がある場合はその内容

委託料には燃料費や水道光熱費も含まれており、契約時には燃料費等の見積り額を基準に委託料の積算を行っているが、期間終了月の 3 月に燃料費等の実費精算を行う。平成 22 年度は灯油の高騰も大きく影響し、3,100 千円の増額となった。契約変更時の平成 23 年 3 月 25 日には「平成 22 年度汚泥焼却施設受託事業費決算見込額」を基に一部変更契約が結ばれている。

(6) 完了確認の方法

本契約書においては、公社からの月毎の書面による完了報告並びに市の月毎の完了確認の検査が明記されている。

具体的には公社からの報告書に月毎の備消品費、燃料費、光熱水費及び委託料が記載され、関西電力からの請求書、汚泥焼却設備運転月報（日々の汚泥量や燃料消費量が記載）並びに汚泥焼却設備電力月報（日々の電力量が記載）が添付されている。

(7) その他

公社は下記事項を理由に平成 23 年 11 月末日で解散し、12 月以降は清算業務へ移行している。

- ①産業廃棄物の量が減り、一般廃棄物の処理を受けるようになり、本来の目的・役目が終わった。
- ②市の外郭団体の経営健全化により、公社の多額の債務を精算する必要があった。

平成 23 年度の当該業務の委託契約は、当初より公社の解散が明らかであったため、

契約期間は平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 11 月 30 日となっている。それに伴い、その後は A を始めとする民間企業各社へ直接委託している。平成 24 年 4 月 1 日以降は、本焼却施設にて処理をせず、県の湖西浄化センターで汚泥の焼却を行うこととなっている。

2. 監査結果

(1) 再委託に関する協議について

公社は昭和 53 年に大津市の 100% 出資により設立された財団法人であり、主な業務は産業廃棄物の処理である。市からの派遣による局長と嘱託若しくは臨時職員 9 人～10 人で構成されている。

市は公社へ当該業務を一括委託しているが、公社は業務の大半を民間企業へ再委託している。本業務の主要業務である本焼却施設の運転操作や維持管理は本焼却施設を設置したメーカーの子会社である A が実際の業務を行っている。

当該委託業務の契約書には、再委託の場合には市と公社とで協議をしなければならないとされているが、担当課によれば、特に協議の場を設けておらず、口頭での打合わせで終わっており、協議の議事録等はないとのことである。

当該委託業務の主要業務である焼却施設維持管理業務は一式 93,090 千円で、数年間同一金額の契約で見直しも積算も行われた形跡はない。

担当課によると、市はあくまで公社との委託契約であり、公社と各民間業者との委託契約には直接関わっていないとのことであるが、結果的には、再委託への協議もなく、金額の見直しも行われていない状況では、公社への委託料が適正か否かの疑問は大いに残るところである。民間業者への直接委託も可能な業務について、これまでに公社を経由させてきた市の経緯もあるだろうが、契約書を遵守し、再委託契約における協議を行い、一つ一つの業務について積算を行うべきである。

3. 意見

(1) 再委託先との工事契約について

監査結果（1）に表記した再委託先 A と大津市との間で汚泥焼却施設 2 号炉補修工事に関する工事請負契約が行われている。工事概要は定期的に行われている部品交換や棄損部分の補修工事であり、工事契約金額は 20,895 千円（追加補修工事が最終契約金額は 21,893 千円）である。この補修工事を受託したのは、前述の A であり、1 者特命随意契約となっている。

随意契約理由書にもその工事の特殊性は記載されているが、担当課によれば、汚泥焼却設備は特殊な設備であり、本設備の設置メーカーの関係メンテナンス会社以外に補修工事を受注できる業者はおらず、また、本工事期間中は設備の運転を休止するため、工事完了後における運転点検も重要である事などを考慮すれば、安心して工事発注できる

Aとの1者特命随意契約は妥当であるとの回答であった。

本焼却施設の運転管理を委託している理由のみで、補修工事も当然Aに発注することにはならない。他の業者も施工可能と思われる所以本工事契約でも入札を検討されたい。